

05 健障支第 179-2 号
令和 5 年 5 月 30 日

就労移行支援事業所
就労継続支援事業所
特定相談支援事業所 管理者様

健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

就労移行支援事業、就労継続支援事業の在宅支援における
本市の取扱いの変更について

日頃は本市の障害福祉行政に多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日をもって 5 類感染症に移行されたことに伴い、就労移行支援事業および就労継続支援事業の在宅支援における本市の取扱いについて、内容を一部変更いたします。別紙のとおりご案内致しますのでご確認の上、ご対応いただきますようお願い致します。

【主な変更点】

- ・市町村要件のうち、「新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由とする」在宅支援の支給決定を廃止する（令和 5 年 7 月 1 日以降申請分から適用）。
- ・現在、上記要件で在宅支援の支給決定を受けている利用者については、当該要件における在宅支援の支給期間は令和 5 年 9 月 30 日までとする。令和 5 年 10 月 1 日以降は、通所に切り替える、在宅支援の別の要件における申請を行う等変更が必要となる。
- ・在宅支援のサービスを提供することができる事業所の範囲を就労系サービスにおける在宅支援に関する Q&A に記載。

(問い合わせ先)
認定支払係
052-972-2639